

# 合併浄化槽普及事業費補助金制度

## 制度内容

下水道認可区域外に50人槽以下の合併浄化槽を設置する方を対象に工事費の一部を補助するものです

## 対象区域

穂坂町、中田町、穴山町、円野町、清哲町、神山町の全域、祖母石の一部、岩下の一部

※上記以外の地域でも、下水道区域外等補助対象となる場合があります

(区域の確認は下記までお問い合わせください)

## 対象者

下水道区域外に50人槽※1以下の合併浄化槽を設置する方  
ただし、次に該当する者に対しては、補助金を交付しない

1. 建築基準法による建築確認済証の交付を受けていない、または浄化槽法による設置届を提出していないで浄化槽を設置する者
2. 販売を目的とする専用住宅（展示用を含む）に浄化槽を設置する者
3. 住宅を借りている者で、賃貸人の承認が得られない者
4. 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会未登録の浄化槽（10人槽以下）または合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合しない浄化槽を設置する者

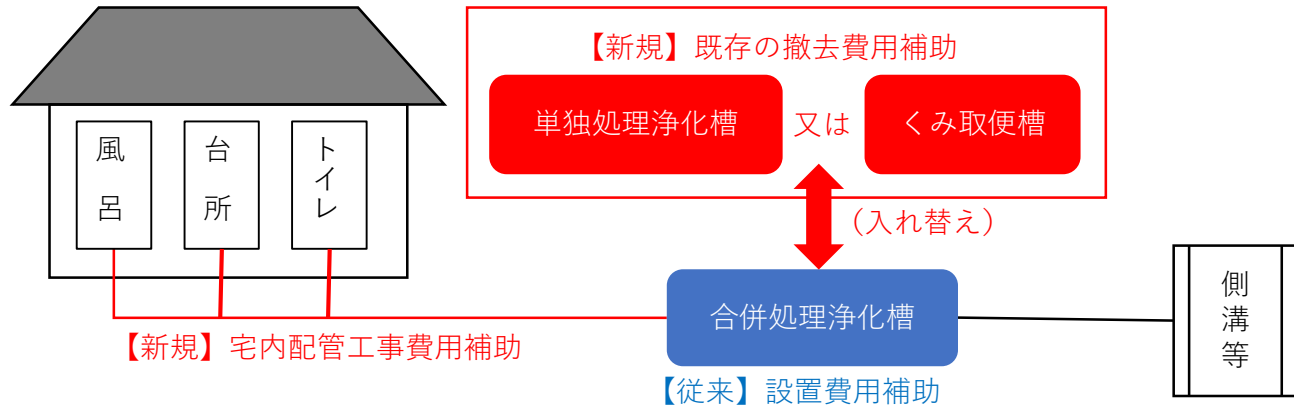
※1：浄化槽の人槽は、日本工業規格（JISA 3302）に定める

## 補助金額

No.	区分	5人槽	6人～7人槽	8人～50人槽
①	設置に対する補助金額※2	332,000円	414,000円	548,000円
②	転換※3に伴う宅内配管工事に対する補助金額	300,000円		
③	既存単独処理浄化槽の撤去に対する補助金額	120,000円		
④	既存くみ取便槽の撤去に対する補助金額	90,000円		

※2：上記限度額と合併処理浄化槽設置費用の4割のいずれか低い方の額

※3：単独処理浄化槽又はくみ取便槽の使用を廃止し、合併処理浄化槽を新設すること



注) ただし、②、③、④の補助金について、建築物の建て替えに伴うものは、対象外となります。

## お問い合わせ先

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号  
 韮崎市役所 上下水道課 下水道担当  
 TEL 0551-22-1111 (内線614) FAX 0551-23-0659

